

個人情報に記載された診療明細書の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者Aの請求書を交付する際、誤って患者Bの診療明細書を同封して患者Aに交付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者生年月日、患者ID、患者診療情報

2 事案の経過

令和8年3月12日（木）

- ・委託職員が定期請求業務のため、当該月の患者の請求書および診療明細書を出力。その後、患者ごとに書類を仕分けしたうえで封入し、患者Aへ交付した。
- ・同日、患者Aより「他の患者の診療明細書が入っている」との申告があり、誤交付が発覚。
- ・委託職員は診療明細書を確認のうえ回収し、患者Aに対して謝罪を行った。

令和8年3月13日（金）

- ・委託職員責任者より患者Bの家族へ架電し、誤交付について経緯を説明、及び謝罪を行った。

3 誤交付の原因

- ・委託職員が封入前の書類確認を十分に行わなかったため。

4 再発防止策

○委託業者に対し、以下の点を指示するとともに、注意喚起を行った。

- ・封入前に患者名および書類内容を確認する複数人によるチェック体制を導入すること。
- ・定期請求業務の手順を改めて周知し、委託職員を含めた職員への個人情報保護および誤送付防止に関する指導を徹底すること。

以 上